



(写)

令和5年10月23日

長野労働局長  
久富 康生 殿

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢



長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年8月23日付け長野労発基0823第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設置して慎重に審議を重ねた結果、別紙1及び別紙2のと通りの結論に達したので答申する。

## 別紙 1

長野県各種商品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 各種商品小売業

(2) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間950円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月31日（指定日発効）

## 別紙 2

### 次年度以降のあり方について

各種商品小売業の優位性はあまり認められないことから、次年度、特段の事情がない限り必要性の審議において「必要性なし」とするのが妥当との意見があった一方、引上げ額が少額であっても労使双方が意見をかわすこのような部会は重要であり、「必要性あり」で部会開催を希望するとの意見があった旨を議事録として残し、第5回本審及び来年度の本審に同議事録の概要を報告する。